

新潟県選挙管理委員会規程第9号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年7月24日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表第1（病院）			別表第1（病院）		
市区町村名	病院の名称	所在地	市区町村名	病院の名称	所在地
(略)			(略)		
南魚沼市	五日町病院	南魚沼市五日町 2375	南魚沼市	五日町病院	南魚沼市五日町 2375
	齋藤記念病院	南魚沼市欠ノ上4 78-2		<u>県立六日町病院</u>	<u>南魚沼市六日町 636-2</u>
	(略)	(略)		齋藤記念病院	南魚沼市欠ノ上4 78-2
(略)			(略)		
別表第2（老人ホーム）			別表第2（老人ホーム）		
市区町村名	老人ホームの名称	所在地	市区町村名	老人ホームの名称	所在地
(略)			(略)		
上越市	(略)	(略)	上越市	(略)	(略)
	サービス付き高齢者向け住宅 サンクス高田万來館 穂特別養護老人ホーム <u>ほほ笑よしかわの里</u>	上越市寺町3丁目10番11号 <u>上越市吉川区原之町1819番地1</u>		サービス付き高齢者向け住宅 サンクス高田万來館 穂	上越市寺町3丁目10番11号
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。